



大阪教育合同労働組合講師協議会 第2016号 大阪市中央区北浜東1-17 日本ワードデータビル4階 06-4793-0633

府教委は 講師制度を廃止して 正規雇用せよ！

ここ数年、講師の大量採用が続いています。これは府教委の説明によると、団塊の世代の教師が退職年齢に達して、自然退職数が多いこと、さらに児童生徒の減少が底に達し、減らし続けてきた教師の数も減少から増え加に転じてきたこと、などによるものであると言っています。しかし、それに加えて、府の財政難から、講師を使うほうが安く上がる、と言う財政上の理由もあるようです。（本当はこれが一番大きい理由！）

新採の数も増えていますが今必要なだけの数を一度に取ると教員の年齢構成にコブができてしまつので、計画的に採用しその間講師を多用していく方針なので、従って数年後には、講師は不要になるのです。つまり、我々講師は府教委の人事政策のために、使い捨てられ、切り捨てられるのです。今大阪府には二千人を超える常勤講師が使われています。これら多くの人は、「採用試験で落とされ」て、「講師」として使われているのです。府の財政難、教員の年齢構成のアンバランスなどは、私たちの責任ではありません。それらは全て府の政策の失敗から来ています。

定例講師協議会

毎月第3土曜日の午後2時から定例講師協議会を開いています。内容はその時々々の課題について話し合ったり、お互いの職場状況の交流をしたりしています。気楽に参加してください。

記

- 日時 11月16日(土) 2時～
- 場所 組合事務所
- 議題
- 1) 府教委との定期交渉について
 - 2) 講師の権利パンフ作成について
 - 3) その他

二千人は多過ぎる！ 異常に多い講師の数

府の二千人に大阪市の講師を加えると、現在大阪府内には三千人近い数の講師が存在しています。これは全教員数の10%近い数字です。府教委はこれまで講師制度の必要性として、「学級増、教員の病気、急な退職等による教員の欠員を速やかに補充するために講師制度は必要」である。として、四月の期付講師の数が多いことを指摘すると「学級数、退職者数の読み違い」と言ってきました。しかし、この大量の講師数はこのような説明では納得いくものではありません。最近では先述のように府教委の都合で大量の講師を採用していることを認め始めています。府教委はこのような講師制度を廃止して、必要な教員数を正規採用すべきなのです。

正規雇用せよ！

かつて府教委は過員対策のために講師を雇い続けてきました。今また、自らの政策のために講師を利用しようとしています。この様な中で、十年、十五年と講師を続けている教員が多数い

ます。同じ人間を何年も雇い続けるならば、それはもう臨時とはいえません。正規職員と同じなのです。

我々はこのような講師制度を廃止して、現在働いている講師を正規採用することを強く求めます。不安定雇用と、差別賃金の解消を求めます。

同一価値労働同一賃金のILO条約を守れ！

講師と教諭は全く同じ仕事をしています。講師でも担任はもちろん、新任指導、実習生の指導、時には生徒指導担当さえします。全く同じ仕事をしながら、講師の賃金は上限が定められており、十年弱で頭打ちになります。あとは何年働いても給料は上がらないのです。ですから長く働いている講師ほど周りの職員との賃金格差が大きくなっていきます。

ILO条約では「同一価値労働同一賃金」の原則が示されています。府教委もこの条約の精神を守り、講師賃金の抜本的改善を行うよう要求します。



中労委、教育合同の組合適格性を認める！

10月30日、中央労働委員会、教育合同が労組法上の労働組合であることを認定する決定・命令を送達交付しました。

吹田のAET事件について地労委は、「教育合同は職員団体であり、労組法上の労働組合としての資格はない」と言う立場で、市教委の不誠実団交についての判断さえしませんでした。

教育合同が労組法上の労働組合と認定されたことは今後の組合運動に計り知れない力をもたらすこととなります。もう、教育委員会であろうが私学であろうが、あらゆる使用者の不誠実団交についての救済を受けられることとなります。組合潰しの策動などにも、大きな歯止めができたのです。現在係争中の神戸市KATE事件（中労委）、関大事件・神戸親和女子大事件（大阪地労委）は、不誠実団交や支配介入が争点になっており、勝利の可能性が大きく広がりました。地労委、府教委私学関係者の困惑顔が目にかびます。（教育合同のホームページに詳しく掲載しています。是非参照して下さい）

